



2022年2月9日

各位

会社名 株式会社 I B J  
代表者名 代表取締役社長 石坂 茂  
(コード番号：6071 東証第一部)  
問合せ先 取締役 経営管理部長 澤村 勇典  
(電話：080-7027-0983)

### 定款一部変更に関するお知らせ

当社は、2022年2月9日開催の取締役会において、2022年3月28日開催予定の第16期定時株主総会に「定款一部変更の件」を付議することを決議いたしましたので、下記の通りお知らせいたします。

#### 記

##### 1. 定款変更の目的

(1) 2021年6月16日付で「産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律」が施行され、上場会社において、定款に定めることにより一定の条件のもと、場所の定めのない株主総会（物理的な会場を設けず、取締役や株主等がインターネット等の手段を用いて出席する株主総会（以下、「バーチャルオンリー型株主総会」））の開催が可能となりました。当社におきましても、将来的に株主総会の開催方法の選択肢の一つとして、バーチャルオンリー型株主総会の開催を可能とするため、現行定款第12条第2項を追加するものであります。

なお、本定款変更の効力発生は、本株主総会での決議に加え、株主の利益の確保に配慮しつつ産業競争力を強化することに資する場合として経済産業省令・法務省令で定める要件に該当することについて、経済産業省令・法務省令で定めるところにより、経済産業大臣及び法務大臣の確認を受けた日をもって効力が生じるものといたします。

(2) 令和元年の会社法改正により、株主総会参考書類等の電子提供措置が認められるとともに、振替株式発行会社（上場会社）には、電子提供措置に係る改正会社法が2022年中に施行されますので、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定款で定めることが義務付けられることとなりました。これに伴い、現行定款第18条の変更を行うものであります。

(3) 上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する付則を設けるものであります。

2. 定款変更の内容

現行定款	変更案
<p>第3章 株主総会 (株主総会の招集)</p> <p>第12条 当会社の定時株主総会は毎年3月にこれを招集し、臨時株主総会はその必要がある場合に随時これを招集する。</p> <p><u>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</u></p> <p>第18条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p> <p>&lt;新設&gt;</p> <p>&lt;新設&gt;</p>	<p>第3章 株主総会 (株主総会の招集)</p> <p>第12条 (現行通り)</p> <p><u>2 当社は、株主総会を場所の定めのない株主総会とすることができる。</u></p> <p>&lt;削除&gt;</p> <p><u>(電子提供措置等)</u></p> <p>第18条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</p> <p><u>2 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</u></p> <p><u>(付則)</u></p> <p><u>1. 現行定款第18条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)の削除および変更案第18条(電子提供措置等)は、会社法の一部を改正する法律(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日(以下「施行日」という)から効力を生ずるものとする。</u></p>

2 前項の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、現行定款第18条はなお効力を有する。

3 本付則は、施行日から6か月を経過した日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。

### 3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 2022年3月28日（月曜日）

定款変更の効力発生日 2022年3月28日（月曜日）

以上